

学園共通保存版

令和 8 年 6 月 1 日

保護者の皆様

鷹南学園三鷹市立第五中学校
校長 櫻井 勉

台風の接近等に伴う基本的な対応について【改訂版】

【令和 8 年 5 月下旬より新たな防災気象情報の運用が開始されたことに伴い、三鷹市としての基本的な対応を一部修正しました。】

平素より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて三鷹市では、「台風の接近等に伴う基本的な対応について」以下に示す基準を設けています。これは、あくまでも原則であり、お子さんの安全のために保護者の判断で登校を見合わせたり、遅らせたりした場合は、「欠席」「遅刻」の扱いにはしません。その場合は、必ず学校にご連絡ください。なお、通信制限等が発生し、緊急時に連絡帳アプリが配信できない場合も想定されます。その際は下記の判断基準に従って登校前及び登校後の対応を行います。ご承知おきください。

1 前日までに「臨時休業」を判断する場合

- 前日正午までには判断し、三鷹市教育委員会は 14 時 30 分頃までに「臨時休業」のお知らせを市のホームページに掲載します。
- 学校は、「臨時休業」の決定後、すぐに保護者連絡帳アプリで家庭に周知します。

2 登校前における判断基準の基本

- 午前6時の気象情報に基づいて判断します。判断基準は以下を基本とします。

「三鷹市」の気象情報	学校・家庭の対応の原則	留意事項
午前 6 時 00 分の時点で 「 暴風特別警報 」 「 レベル 5 (河川氾濫・大雨・土砂災害)特別警報」 「 レベル 4 (河川氾濫・大雨・土砂災害)危険警報」 のいずれかが発表されている場合	臨時休業	○学校は保護者連絡帳(アプリ)で、対応について家庭に周知します。 ☆保護者連絡帳(アプリ)が配信できない状況下では、左の対応の原則に従います。 (以下同じ対応となります)
午前 6 時 00 分の時点で 「 暴風警報 」 が発表されている場合	自宅待機 警報が解除 されたら登校	○状況により臨時休業の措置をとります。 ○学校は保護者連絡帳(アプリ)で対応について家庭に周知します。 ○給食調理は実施します。 ○登校は保護者の付き添いや、教員による通学路の巡回など、安全確保の措置をとります。
午前 6 時 00 分の時点で 「暴風警報」が伴わない、 「 レベル 3 (河川氾濫・大雨・土砂災害)警報」 が発表されている場合	通常通りの登校	○朝のクラブ・部活動は中止します。

3 登校後における判断基準の基本

- 原則として児童・生徒の下校が安全に行われるように留意します。

「三鷹市」の気象情報	学校の対応の原則	留意事項
在校時に 「暴風特別警報」 「暴風警報」 「レベル 5(河川氾濫・大雨・土砂災害)特別警報」 「レベル 4(河川氾濫・大雨・土砂災害)危険警報」 のいずれかが発表されている場合	学校待機	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下校時刻になっても特別警報・暴風警報が解除されない場合は、学校待機または保護者による引き取りを行います。その際は、学校は保護者連絡帳(アプリ)で対応について家庭に周知します。
※10時30分までに判断します 下校時に 「暴風特別警報」 「レベル 5(河川氾濫・大雨・土砂災害)特別警報」 「レベル 4(河川氾濫・大雨・土砂災害)危険警報」 のいずれかが発表される恐れがある場合	給食後に下校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況により下校時刻の繰り上げ等の措置をとります。 ○ 学校は保護者連絡帳(アプリ)で対応について家庭に周知します。 ○ 下校は、教員による通学路の巡回など、安全確保の措置をとります。

「三鷹市」が発令する警戒レベル	学校・家庭の対応の原則	留意事項
在校時に 三鷹市避難情報 「警戒レベル3以上」 の発令がされた場合	保護者引き取り	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直ちに教育活動を停止し、保護者引き取りの準備を行います。 ○ 学校はホームページと保護者連絡帳(アプリ)で対応について家庭に周知します。 ○ 保護者引き取りを実施します。 ○ 保護者引き取りが困難な児童・生徒は、学校待機とします。 ○ 避難所が開設されます。
下校時に 三鷹市避難情報 「警戒レベル3以上」 の発令がされる恐れがある場合	給食後に下校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食指導までは、可能な限り通常の教育活動を実施します。 ○ 状況により下校時刻の繰り上げ等の措置をとります。 ○ 学校はホームページを保護者連絡帳(アプリ)で対応について家庭に周知します。 ○ 下校は、教員による通学路の巡回など、安全確保の措置をとります。 ○ 避難所が開設されます。

大規模地震が発生した場合の対応について

大規模地震特別措置法に基づく、警戒宣言が発令された場合や震度 5 弱以上の規模の地震が発生した場合の対応は、原則として次の通りとします。

1 登校前の対応

- ・児童は、学校から連絡があるまでの間、「自宅待機」とする。
- ・学校は、市の災害対策本部または教育委員会からの指示に基づき、「臨時休校」または「自宅待機」を決定する。
- ・学校は、「臨時休校」または「自宅待機の解除」の決定をしたときは、保護者連絡帳(アプリ)、学校ホームページ等により、その旨を保護者に周知する。

2 在校中の対応

- ・学校は、直ちに教育活動を中断し、児童の安全確保を徹底するとともに、保護者への引き渡し等により帰宅させる準備を行う。
- ・学校は、保護者連絡帳(アプリ)、学校ホームページ等により、児童の安否、学校の被害状況、保護者への引き渡しを行うこと等を保護者に連絡する。
- ・児童の帰宅方法は、原則として保護者の来校による引き渡しとする。
- ・保護者の引き取りまでに時間を要するなど帰宅が困難な児童については、学校において、飲食、防寒等の必要な対応をとる。(ただし、防災備蓄倉庫の備蓄品を使う場合は、三鷹市総務部防災課に一報入れることとする。)

3 登校・下校途中の対応

- ・学校は、通学路等を巡回し、児童の安全確保にあたり、学校に誘導する。
- ・児童が学校に到着した後の対応は、在校中に準じる。
- ・児童が帰宅していた場合は、安全な状況であるか確認に努める。

この件に関するお問い合わせ

第五中学校 副校長(成田)

TEL0422-45-3201